

監査結果公表第21-23号

定期監査の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成22年3月1日

八尾市監査委員	富 永 峰 男
同	八 百 康 子
同	平 田 正 司
同	井 上 依 彦

記

1 措置の通知

定期監査の結果に対する措置の通知

平成22年2月1日付け八財財第168号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896 (直通)

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

定期監査の結果に対する措置の内容

財政部財政課

〔文書指摘分〕

指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
文書事務について 収受文書の大半において八尾市文書取扱規程に基づく収受印押印や文書処理簿記載等受付処理がされておらず、不適切であるので、適正な事務処理に改めること。	措置状況	1. 措置済（平成21年8月3日） 事務処理において、八尾市文書取扱規程に基づいた適正な処理を行うよう、職員に周知徹底しました。

定期監査の結果に対する措置の内容

財政部財産活用課

〔文書指摘分〕

指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
<p>1 市有財産の売払処分について</p> <p>平成 18 年度より公有地有効活用検討委員会の処分計画に基づき、市有財産及び土地開発公社からの買戻し物件について順次売払処分が行われている。平成 20 年度の公有地処分の進捗状況は、現下の厳しい経済状況の影響もあり未だ計画の半分以上が処分に至っていないが、今後の公有地処分について公平・公正性の確保を基本とし、鋭意処分計画を進めること。</p>	措置状況	<p>4. その他（継続取組中）</p> <p>20 年度に処分に至らなかった 5 物件につき、1 物件を除いて 21 年度に処分を実施し、1 物件は処分に至り、3 物件は年度末までの処分に向けて買受の募集を実施中です。なお、残りの 1 物件（安中町 9 丁目管理地）は、なお課題整理に時間を要するため、21 年度処分実施は見送りしました。また、21 年度処分計画の 6 物件については、4 物件が処分に至り、残り 2 物件は年度末までの処分に向けて買受の募集を実施中です。また、22 年度処分計画 3 物件のうち、1 物件は 21 年度にて前倒しで処分に至りました。22 年度は 5 ヶ年の処分計画の最終年度に当たるため、未処分物件について課題整理を行い、鋭意処分実施を進める予定です。</p>
<p>2 普通財産の管理委託について</p> <p>市有地の管理委託業務（除草業務）については、契約金額の根拠として単価見積（1 時間 1 名当り）を徴取し業務委託総額の契約が行われている。仕様書において、契約額算定の提示内容が不明確であるため、的確な条件・指示を記載するよう改めること。</p>	措置状況	<p>2. 措置予定</p> <p>仕様書の記載内容について、除草面積及び作業時間数（8 時間/日）は契約書末尾に記載されているとおりです。</p> <p>又、除草の標準作業量は大阪府の積算基準に基づいて算定しているが、府積算基準は公表していないため、仕様書に標準作業量は記載できないので、平成 22 年度より仕様書に「契約金額は、除草面積と大阪府積算基準をもとに得られる作業人数に、時間単価と 1 日の規定作業時間数を乗じて算定するものとする」ことを記載するよう改善を図ります。</p>

定期監査の結果に対する措置の内容

財政部財産活用課

[文書指摘分]

指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
<p>3 車両管理について マイクロバスの運行管理については、日々の車両管理確認日誌をもとに委託業者から提出される月間の運行管理実績報告書により行われている。しかし、同報告書は車両別ではなく、臨時の運行車両も混在して記載・報告されているため、累計距離数の不一致や車両の燃料給油量等が不明確であるなどの的確な業務把握が困難なことから、同報告書の様式等について改善すること。</p>	措置状況	1. 措置済（平成21年7月1日）
<p>4 契約事務について 契約事務において、随意契約理由が適当でないもの及び適用条項が誤っているものが見受けられたので、適正な契約事務に改めること。</p>	措置状況	<p>2. 措置予定 ご指摘の随意契約理由が適当でなかったマイクロバスの運行業務委託契約につきましては、平成22年度契約分より入札により長期継続契約を締結する予定です。 また、随意契約適用条項が誤っていたシルバー人材センターとの南ガレージ公用車貸出業務委託契約につきましては、地方自治法施行令及び八尾市財務規則の規定に則り、随意契約の根拠として地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の適用と改めました。</p>

定期監査の結果に対する措置の内容

財政部市民税課

〔文書指摘分〕

指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
<p>1 たばこ販売促進にかかる現物支給について</p> <p>たばこの販売促進及び市たばこ税増収対策として物品(カートンポリ袋)を購入し、大阪東たばこ商業組合に対し現物給付を行っているが、実質的には団体に対する補助金であり、また、健康問題等喫煙に関する社会的環境の変化の点からも、公費支出の必要性をも含め見直しを図ること。</p>	措置状況	<p>3. 検討中</p> <p>たばこ組合への現物支給については、従来からたばこ税の増収対策として、販売促進を目的に行ってきたものであり、本市財政にとっても年間十数億円の税収は大きな意義を持つものです。また、近隣他市においても、なおたばこ組合への補助を継続しているところが多数ある現状からすると、本市が取りやめることの税収への影響が懸念されるところであります。しかしながら、昨今のたばこに対する社会情勢の変化から、従来の現物給付に市民理解が得にくくなっているとの指摘を勘案し、今後はたばこ組合への現物支給を打ち切り、本市の事業として広報活動等を行うよう検討しています。</p>
<p>2 証明発行事務について</p> <p>記載が不十分な委任状や不適切な委任状で市民税・府民税証明書を発行しているもの、決裁が不足しているものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。</p>	措置状況	<p>1. 措置済(平成21年8月3日)</p> <p>委任状の記載内容について十分な確認を行うよう指示しました。決裁漏れについては訂正し、今後は業務終了後にチェックをすることとしました。</p>
<p>3 減免事務について</p> <p>(1)公益法人等に対する法人市民税の減免事務において、均等割免除の適用条文が誤っているものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。</p>	措置状況	<p>1. 措置済(平成21年8月3日)</p> <p>適用条文の誤りについては、確認のうえ訂正しました。今後の事務処理においては、チェックのため決裁時に条文のコピーを添付することとしました。</p>
<p>(2)軽自動車税減免申請書において、添付書類が不足しているもの、受付日や申請日の記入がないものなどが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。</p>	措置状況	<p>1. 措置済(平成21年8月3日)</p> <p>減免の申請書において、添付書類や記入等の漏れのないように担当職員に指示を徹底しました。今後は、記入漏れ等がないよう複数の担当者で確認することとしました。</p>

定期監査の結果に対する措置の内容

財政部資産税課

〔文書指摘分〕

指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
<p>1 固定資産税・都市計画税の減免申請について</p> <p>(1)災害により損害を受けた固定資産の所有者からの固定資産税及び都市計画税の減免申請に対する決定に際して、減免割合等の決定の根拠となる当該固定資産の損傷状況等についての記録や写真が整備されていないものが見受けられた。また、減免決定の根拠とした適用条項やその基準が不明確なものも見受けられたので、より適正な事務処理となるよう改めること。</p>	措置状況	1. 措置済（平成21年12月18日受付分より）
<p>(2)低所得者に対する減免申請の可否判断に際しては、住民基本台帳情報や税情報等が必要となることから、申請者の手続軽減を図るため、同意書の提出を求めているが、同意年月日や同一生計者の同意欄の記載漏れが多数見受けられた。また、減免申請に対する処理結果の記入漏れも数件見受けられたので、適正な事務処理に改めること。</p>	措置状況	1. 措置済（平成21年8月3日）
<p>2 証明・閲覧申請等について</p> <p>評価証明書、公課証明書等の交付申請書において、必要となる所有者欄、物件の所在地欄や申請年月日等の記載漏れが多数見受けられたので適正な事務処理に努めること。また、交付に際しては、申請者と所有者の関係が一部明確でないものも見受けられたので、法令等に基づき厳正に対応すること。</p>	措置状況	1. 措置済（平成21年8月3日）
	<p>事務処理において被害者が、り災証明書を持参され減免申請書の届けがされる以前に、すでに消防署から送付を受けている火災報告書に基づき現場調査を実施し、現場の写真撮影を行うことを徹底しました。</p> <p>また、減免割合を決定するにあたり現場調査を行った職員に調査書の作成を命じ、被害状況の把握に努めることとしました。</p> <p>減免適用条項や基準については、指摘を受けて市税条例施行規則第7条第1項第3号に規定されている減免率の適用を適正に行うよう職員に通知しました。</p> <p>窓口での受付時や処理作業時に記載漏れや誤りのないよう、職員に周知徹底しました。</p> <p>証明書の交付申請に際して、所有者欄と申請年月日については申請書の受付時に記載漏れがないよう徹底するよう窓口職員に指示しました。</p> <p>また、申請者と所有者の関係が判断できる書類等の提示を求めるよう指示しました。</p>	

定期監査の結果に対する措置の内容

財政部資産税課

[文書指摘分]

指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
<p>3 前渡資金の精算方法について</p> <p>固定資産評価業務に必要なとなる法務局の地籍測量図等の複写手数料支出については、資金前渡で受けた後、前渡金額を概ね使い終わった時点（数ヵ月後）で精算行為がなされている。また、精算書において、資金受領日以前に支払われた複写手数料が精算されているなど一部不適切な事務処理も見受けられた。今後は、八尾市財務規則の規定に基づき、毎月分を翌月の10日までに精算するなど適正な事務処理に改めること。</p>	措置状況	1. 措置済（平成21年6月8日）
	<p>地籍測量図等の複写手数料は1部30円と小額で、毎月の支出も平均で2000円ぐらいであり、過去から慣習的に前渡金が僅かになった時点で補給する方法をとっていました。</p> <p>今般、指摘を受け、平成21年6月からは財務規則に基づき、翌月の10日までに精算処理をするよう改めました。</p>	

定期監査の結果に対する措置の内容

財政部納税課

[文書指摘分]

指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
<p>1 滞納処分について (1)滞納者との納税交渉経過や財産調査から差押・交付要求を経た後の換価・配当に至る一連の滞納処分に係る書類については、滞納者ごとに滞納処分経過報告書に綴り管理されている。経過報告書において交付要求の処理記載や完結日が漏れているもの、配当計算書において決裁前に換価代金の交付を受けているものや「市長が確認した債権額」の欄に誤って配当金額と同額を記載しているものなどが見受けられたので、適正に処理すること。</p>	措置状況	1. 措置済（平成21年12月3日）
<p>(2)所在、財産等に関する調査の結果、地方税法第15条の7第1項の第1号から第3号に該当した場合、滞納処分停止調書にて滞納処分の執行停止の決議がされているが、調査内容と適用条項が一致しないものの、停止理由を訂正しているものの適用条項が訂正されていないものなどが見受けられたので、適正に処理すること。</p>	措置状況	1. 措置済（平成21年12月3日）
<p>2 市税の延滞金減免事務について (1)納税義務者等からの延滞金減免申請書について、受付印の押印や受付番号を連番でとるなどの処理が行われていなかった。申請書の收受を確証させることや書類の散逸防止等の点から、今後適切な書類管理の方法について検討すること。</p>	措置状況	1. 措置済（平成21年8月3日）
	<p>指摘事項については、十分注意すれば防ぐことができるものと考えます。適正に処理するよう担当係会議の際に職員に周知徹底するとともに、チェックを強化し、決裁の意味をきちんと理解し処理を行う様指示を徹底しています。</p> <p>地方税法上の滞納処分の執行停止の要件の適用につき、該当事由を適正に処理するよう、担当係会議の際に職員に周知徹底をしました。またチェックの強化に努め、不備が見られた場合には処理を再度行う様、指示を徹底しています。</p> <p>延滞金減免申請書に受付番号の項目を設け、受付番号順にファイルに綴じています。 書類管理の方法において改善を図りました。</p>	

定期監査の結果に対する措置の内容

財政部納税課

[文書指摘分]

指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
<p>2 市税の延滞金減免事務について</p> <p>(2)延滞金の減免割合については、延滞金減免要領で全額及び半額と規定されているが、その適用について具体的な基準が明記されていないため、規定の整備を図り適切な運用に努めること。</p>	措置状況	1. 措置済（平成21年9月1日）
<p>(3)延滞金減免申請書において市が決議する項目について、減免後の納付額の記載を統一すること。また、減免率や減免後の納付額の記入のないものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。</p>	措置状況	1. 措置済（平成21年7月31日）
<p>3 軽自動車税（継続検査用）に関する納税証明書発行事務について</p> <p>(1)証明書発行に際し、交付申請書に交付担当者や上司の決裁印を押印する欄がなく、発行についての責任所在やチェック体制の点から不十分であることから、適切な事務処理に改めること。</p>	措置状況	1. 措置済（平成21年8月3日）
<p>(2)過年度の納税証明書において、証明書の有効期限が証明書発行日以前の表記になっていたため、適切な表記とするよう改めること。</p>	措置状況	1. 措置済（平成21年8月3日）
	<p>納税証明書発行の際に、直近の年度を選択する必要があるにもかかわらず古い年度を選択した事により、証明書の有効期限が証明書発行日以前の表記になってしまったものです。再度、課内会議の際に直近の年度を選択する必要がある事を職員に周知徹底しました。</p>	

定期監査の結果に対する措置の内容

財政部納税課

[文書指摘分]

指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
<p>3 軽自動車税（継続検査用）に関する納税証明書発行事務について</p> <p>(3)交付申請書において、標識番号（ナンバープレート）や所有者名が鉛筆書きのもの、住所欄が空白のもの、標識番号等を市側で追記・修正していると考えられるものなどが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。</p>	措置状況	1. 措置済（平成21年8月3日）
<p>4 調定事務について</p> <p>納税証明書手数料、市税延滞金収入の調定において、数ヵ月分の収入を一括して調定されているものが見受けられたので、八尾市財務規則に基づき適正な事務処理に改めること。</p>	措置状況	1. 措置済（平成21年8月3日）
<p>5 契約事務について</p> <p>(1)督促状及び催告書封入封緘業務委託契約等において単価契約が締結されているが、支出負担行為日を契約締結日とし、年間予定数量に単価を乗じた金額にて作成されていた。支出負担行為として整理すべき時期は、契約相手方からの契約履行に基づく請求があったときに行うことが適当であるので改めること。</p>	措置状況	1. 措置済（平成21年8月3日）
	<p>交付申請時において、申請者に標識番号（ナンバープレート）や所有者名をペンで記入してもらうこと、また、住所欄、標識番号等を申請者に漏れなく記入してもらいチェックを必ず行うように再度、課内会議の際に職員に周知徹底しました。</p> <p>納税証明書手数料、市税延滞金収入の調定において、1ヶ月分の収入を毎月調定するよう改め、八尾市財務規則に基づき適正な事務処理を行うようにしました。</p> <p>督促状及び催告書封入封緘業務委託契約等において、支出負担行為日を、契約相手方からの契約履行に基づく請求日に改めました。</p>	

定期監査の結果に対する措置の内容

財政部納税課

〔文書指摘分〕

指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
5 契約事務について (2)住民情報システム端末機器プリンタの保守業務委託契約等において、契約書の契約締結日や契約相手方からの再委託申請書の申請日が未記入のもの、契約に基づく業務員名簿が提出されていないものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。	措置状況	1. 措置済（平成21年8月3日）
	住民情報システム端末機器プリンタの保守業務委託契約等において、契約書の契約締結日・契約相手方からの再委託申請書の申請日を記入させ、契約に基づく業務員名簿も提出させるように改めました。	

定期監査の結果に対する措置の内容

各課共通事務

〔文書指摘分〕

指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
<p>1 文書事務について</p> <p>(1)伺書において、決裁日、施行日、廃棄年月欄などに記入のないものや鉛筆にて内容訂正されているもの、添付の控文書や契約書(案)に公印を押印しているもの等が見受けられたので、適正な事務処理に改めること。</p>	措置状況	1. 措置済(平成21年8月3日)
	<p>伺書における記入漏れ、鉛筆にて内容訂正されているものについては、適正な方法で訂正しました。公印の押印については、「公印の使用について」を確認し、慎重な取り扱いをするよう周知を行いました。今後、事務処理は適正に行います。</p>	
	(財政課、財産活用課、債権管理課、市民税課、資産税課)	
<p>(2)文書処理簿において受発先、受発信日、受発信者印欄が記入されていないもの等が見受けられたので、八尾市文書取扱規程に基づき適正に処理すること。</p>	措置状況	1. 措置済(平成21年8月3日)
	<p>文書処理簿において受発先、受発信日、受発信者印欄を記入するように、再度職員に周知徹底し、八尾市文書取扱規程に基づき適正に処理するように改めました。</p>	
	(市民税課、資産税課、納税課)	
<p>2 備品の管理及び備品台帳の整備について</p> <p>備品台帳と現品を抽出し照合したところ、一部において備品台帳がないものや備品番号シールの貼付のないもの、廃棄された備品について備品台帳が未処理のもの等が見受けられたので、備品台帳の整理を図るとともに、適正な備品の管理に努められたい。</p>	措置状況	1. 措置済(平成21年8月3日)
	<p>備品台帳と現品を照合点検し、廃棄した備品で備品台帳等が未処理のものなどについて台帳の整備を図りました。</p> <p>今後、備品の管理は適切に行います。</p> <p>(財産活用課については今年度中に措置予定)</p>	
	(財政課、財産活用課、市民税課、資産税課、納税課)	